

瀬戸市訓令第4号

本 庁

公 所

瀬戸市職員き章はい用規程（昭和32年瀬戸市規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

別記様式を次のように改める。

別記様式

職員き章貸与台帳

番 号	職 名	氏 名	貸 与 年月日	備 考

附 則

この訓令は、訓令を発した日から施行する。